

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等  
設置費補助金チェックリスト（実績報告時）

実績報告書の提出にあたり、以下の項目をチェックしてください。

- (必須)  1 実績報告書は「第10号様式」であることを確認してある。
- (必須)  2 事業結果報告書（第10号様式別紙1）を添付してある。  
☞補助事業に係る概要又は経費の内訳が、申請書提出の際から変更がある場合、変更後の概要又は経費の内訳を漏れなく記載してある。  
※補助対象設備の削減がある場合は、実績報告書の提出前に変更承認申請書（4号様式）の提出が必要です。（補助対象設備の追加は不可）
- (必須)  3 通帳等（通帳やオンライン銀行の口座情報画面等）の写しを添付してある。  
☞振込先が申請者本人のものを添付してある。  
※オンライン銀行の画面の場合、口座名義人、金融機関名、店名、預金の種類、口座番号が確認できるもの。口座残額等については伏せていただいて構いません。
- (必須)  4 補助事業に係る領収書等の写しを添付してある。
- (事業費に変更がある場合)  5 申請書で示した補助事業費に変更がある場合は、内訳書等、経費の内訳を証するものを添付してある。  
☞新たに内訳書を作成する場合は「内訳書例」を参考に作成してください。
- (必須)  6 設置完了証明書（第10号様式別紙2）を添付してある。
- (太陽光)  7 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の事業認定を証する書類（「認定通知書」等）の写しを添付してある。  
☞「認定通知書」とは、固定価格買取制度（FIT制度）で売電する再生可能エネルギー発電事業計画に対し、経済産業省が認定したことを通知する書類です。

(太陽光) □ 8 実績報告書の提出期限までに 7 番の認定通知書等の発行を受けられない場合は、認定通知書未受領に関する申出書に代えることができます。この場合、補助対象者が申請した年度の翌年度までに、認定通知書等の写しを提出する必要があります。

(必須、ただし太陽光除く) □ 9 設置した機器(住宅用太陽光発電システム除く)の出荷証明書の写し又は保証書の写し若しくはこれに代わるものを添付してある。  
☞ 出荷証明書の写し又は保証書の写しは設置したすべての機器(住宅用太陽光発電システム除く)のものを添付してある。最も提出漏れの多い書類ですので揃っていることを改めて確認してください。

(太陽光) whichever one } 住宅用太陽光発電システムを設置した場合、  
□ 10-① 太陽電池モジュールの製造者又は販売者が発行する出力対比表の写し  
□ 10-② 製造者又は販売者が出力対比表を発行しない場合は、市が指定する出力対比表(第 10 号様式別紙 3)に記載の上、製造番号票の写し  
上記 10-①又は 10-②を添付してある。

(必須) □ 11 補助対象設備の外観、数量、製造番号が確認できる完成写真(住宅用太陽光発電システムについては設置枚数が確認できる写真、製造番号不要)  
☞ 設置したすべての機器の写真を添付してある。

(未提出者のみ) whichever one } 申請書の提出の際に、住宅の登記事項証明書又は登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報に係る全部事項を提出できなかった場合、  
□ 12-① 登記事項証明書(原本又は写し)又は登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報に係る全部事項  
☞ 登記事項証明書は「土地」ではなく「建物」の登記事項証明書(写し可)であることを確認してある。  
□ 12-② 実績報告時に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証の写し  
上記 12-①又は 12-②を添付してある。

(国 ZEH) □ 13 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金の交付を受ける場合、補助対象者が申請を行う年度の、国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金の確定通知書の写し、又は事業の実施が確認できる書類（実績報告書等）の写しを添付してある。

(県 ZEH) □ 14 神奈川県のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金の交付を受ける場合、補助対象者が申請を行う年度の、神奈川県のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金の交付決定通知書の写し、及び事業の実施が確認できる書類（実績報告書等）の写しを添付してある。  
☞神奈川県のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金の交付を受ける場合、「交付決定通知書の写し」と「実績報告書等」の2種類の書類の提出が必要です。

※実績報告は申請内容によって提出書類が異なります。上記を確認の上、提出書類に漏れのないよう御注意ください。